

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第90類</b></p> <p>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器 医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(g) (省略)</p> <p>(h) <u>自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第85.12 項参照）、第85.13 項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第85.19 項及び第85.20 項参照）、サウンドヘッド（第85.22 項参照）、スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びディジタルカメラ（第85.25 項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第85.26 項参照）、第85.37 項の数値制御用の機器、第85.39 項のシールドビームランプ並びに第85.44 項の光ファイバーケーブル</u></p> <p>(ij)~(m) (省略)</p> <p>2~5 (省略)</p> <p>6 第90.21 項において「整形外科用機器」とは、<u>身体の変形の予防若しくは矯正に使用する機器又は疾病、施術若しくは負傷に伴い器官を支持するために使用する機器をいう。</u> <u>整形外科用機器には、寸法を採つて作られる又は大量生産されるといういすれかの条件で、対ではなく単独で提示され、整形外科的矯正のために、左右の足のいすれかにかかわらず装着できるように設計された履物及び中敷きを含む。</u></p> <p style="text-align: center;">(次葉へ)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第90類</b></p> <p>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器 医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(g) (省略)</p> <p>(h) <u>自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第85.12 項参照）、第85.13 項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第85.19 項及び第85.20 項参照）、サウンドヘッド（第85.22 項参照）、スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー（第85.25 項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第85.26 項照）、第85.39 項のシールドビームランプ並びに第85.44 項の光ファイバーケーブル</u></p> <p>(ij)~(m) (省略)</p> <p>2~5 (省略)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>7 第90.32 項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の变量の自動調整機器及び温度の自動調整機器 (実際値を連續的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴つて変化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない。)</p> <p>(b) 非電気的量の自動調整機器(実際値を連續的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。)及び電気的量の自動調整機器</p> <p>総説</p> <p>( ) この類の一般的な内容及び配列 (省 略)</p> <p>この類には、特に次の物品を含む。</p> <p>(A)~(E) (省 略)</p> <p>(F) 測定用、検査用又は自動調整用の機器(光学式又は電気式のものであるかないかを問わないものとし、特にこの類の注7に規定する90.32 項のもの) (省 略)</p>	<p>(前葉より)</p> <p>6 第90.32 項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の变量の自動調整機器及び温度の自動調整機器 (自動調整すべき要素に伴つて変化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない。)</p> <p>(b) 非電気的量の自動調整機器(調整すべき要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。)及び電気的量の自動調整機器</p> <p>総説</p> <p>( ) この類の一般的な内容及び配列 (省 略)</p> <p>この類には、特に次の物品を含む。</p> <p>(A)~(E) (省 略)</p> <p>(F) 測定用、検査用又は自動調整用の機器(光学式又は電気式のものであるかないかを問わないものとし、特にこの類の注6に規定する90.32 項のもの) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>9004 視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡 (省略)</p> <p>保護用眼鏡には、通常、平面の又は湾曲したガラス（光学的に研磨してあるかないか又は色付きのものであるかないかを問わない。）、安全ガラス、プラスチック（ポリ（メチルメタクリレート）、ポリスチレン等）、雲母又は金属（金網又は幅の狭い穴をあけた板）を使用してある。保護用眼鏡には、サングラス、登山又はウインタースポーツに使用する眼鏡及び航空機、自動車又はモーターサイクルの運転者用、化学者用、溶接工用、鋳造工用、砂の吹付け機の運転者用、電気技術者用、道路工用、採石工用等のものを含む。</p> <p>（省略）</p>	<p>9004 視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡 (省略)</p> <p>保護用眼鏡には、通常、平面の又は湾曲したガラス（光学的に研磨してあるかないか又は色付きのものであるかないかを問わない。）、安全ガラス、プラスチック（ポリ（メチルメタクリレート）、ポリスチレン等）、雲母又は金属（金網又は幅の狭い穴をあけた板）を使用してある。保護用眼鏡には、サングラス、登山又はウインタースポーツに使用する眼鏡及び航空機、自動車又はモーターサイクルの運転者用、化学者用、溶接工用、鋳造工用、砂の吹付け機の運転者用、電気技術者用、道路工用、採石工用等のものを含む。</p> <p>（省略）</p>	

新	旧	備 考
<p>90.08 投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)            (省略)            (省略)            (A) エピディアスコープは、幻灯機としても又はエピスコープとしても使用できる投影機である。            この項には、学校、講義室等において使用するスライド映写機その他の静止画投影機、スペクトル投影機、放射線写真投影用の機器、マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームの拡大式リーダー（補助的にこれらの文書の感光式複写を行うか行わないかを問わない。）及び印刷用のプレート及びシリンダーの調製に使用する投影機を含む。            (省略)</p>	<p>90.08 投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)            (省略)            (省略)            (A) エピディアスコープは、幻灯機としても又はエピスコープとしても使用できる投影機である。            この項には、学校、講義室等において使用するスライド映写機その他の静止画投影機、スペクトル投影機、放射線写真投影用の機器、マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームの拡大式リーダー（補助的にこれらの文書の感光式複写を行うか行わないかを問わない。）及び印刷用のプレート及びシリンダーの調製に使用する投影機を含む。            (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>900.09 <u>感光式複写機</u> (光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。) 及び感熱式複写機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 静電式の<u>感光式複写機</u> (省略)</li> <li>- その他の<u>感光式複写機</u> (省略)</li> <li>- <u>部分品及び附属品</u></li> </ul> <p><u>9009.91 - - オートマチックドキュメントフィーダー</u></p> <p><u>9009.92 - - ペーパーフィーダー</u></p> <p><u>9009.93 - - ソーター</u></p> <p><u>9009.99 - - その他のもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(A) 光学的機構を有する<u>感光式複写機</u></p> <p>これは、原本の光学的映像を感光面に投影する光学的機構（主として、光源、集光器、レンズ、鏡、プリズム及び光ファイバーから成る。）並びに映像の現像及び焼付けのための機構を備えている。</p> <p>このグループには、次の物品を含む。</p> <p>(1) 静電式の<u>感光式複写機</u>：原本の映像を感光面に直接複写する方式(直接式)又は原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式(間接式)のものがある。</p> <p>直接式のものにおいては、例えば、酸化亜鉛又はアントラセンを塗布した基板（通常は紙）に光学的映像を投影し、静電気を荷電させる。そして、静電気によるその潜像に粉状の染料を付着させて現像した後、熱処理によって基板に定着させるものである。</p> <p>間接式のものにおいては、セレンその他の半導体物質を塗布し、静電気を荷電させたドラム（又はプレート）に光学的映像を投影する。そして、静電気による潜像に粉状の染料を付着させて現像した後、この像を静電界の作用により、通常の紙に転写し、熱処理によって紙に定着せるものである。</p> <p>(2) (省略) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(次葉へ)</p>	<p>900.09 <u>感光式複写機</u> (光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。) 及び感熱式複写機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 静電式の<u>感光式複写機</u> (省略)</li> <li>- その他の<u>感光式複写機</u> (省略)</li> <li>- <u>部分品及び附属品</u></li> </ul> <p><u>9009.90 - - 部分品及び附属品</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(A) 光学的機構を有する<u>感光式複写機</u></p> <p>これは、原本の光学的映像を感光面に投影する光学的機構（主として、光源、集光器、レンズ、鏡、プリズム及び光ファイバーから成る。）並びに映像の現像及び焼付けのための機構を備えている。</p> <p>このグループには、次の物品を含む。</p> <p>(1) 静電式の<u>感光式複写機</u>：原本の映像を感光面に直接複写する方式(直接式)又は原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式(間接式)のものがある。</p> <p>直接式のものにおいては、例えば、酸化亜鉛又はアントラセンを塗布した基板（通常は紙）に光学的映像を投影し、静電気を荷電させる。そして、静電気によるその潜像に粉状の染料を付着させて現像した後、熱処理によって基板に定着させるものである。</p> <p>間接式のものにおいては、セレンその他の半導体物質を塗布し、静電気を荷電させたドラム（又はプレート）に光学的映像を投影する。そして、静電気による潜像に粉状の染料を付着させて現像した後、この像を静電界の作用により、通常の紙に転写し、熱処理によって紙に定着せるものである。</p> <p>(2) (省略) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>(B) 密着式の<u>感光式複写機</u> (省 略)</p> <p>これらの機器は、可視光線（紫外線を大量に含む光を含む。）及び感光性乳剤を使用する。これらの機器は、光学的機構に対応する部分として、各種の処理行程により複写を作るための自動現像機を自蔵している。</p> <p>このグループには、露光装置から成るが現像機を有しないある種の<u>感光式複写機</u>（ブループリンター、ジアゾ式複写機、反射式のもの等）を含む。ただし、通常の写真用焼付け機は属しない（90.10）。</p> <p>(C) (省 略)</p> <p>部分品及び附属品</p> <p>この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の物品の部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には、<u>感光式複写機</u>（静電式で間接式のもの）用のドラム及びプレートを含む。</p> <p>（省 略）</p>	<p>(前葉より)</p> <p>(B) 密着式の<u>感光式複写機</u> (省 略)</p> <p>これらの機器は、可視光線（紫外線を大量に含む光を含む。）及び感光性乳剤を使用する。これらの機器は、光学的機構に対応する部分として、各種の処理行程により複写を作るための自動現像機を自蔵している。</p> <p>このグループには、露光装置から成るが現像機を有しないある種の<u>感光式複写機</u>（ブループリンター、ジアゾ式複写機、反射式のもの等）を含む。ただし、通常の写真用焼付け機は属しない（90.10）。</p> <p>(C) (省 略)</p> <p>部分品及び附属品</p> <p>この類の注1及び注2の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の物品の部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には、<u>感光式複写機</u>（静電式で間接式のもの）用のドラム及びプレートを含む。</p> <p>（省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>90.10 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン</p> <p>（省 略）</p> <p>（ ）写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>このグループには、次の物品を含む。</p> <p>(A)～(K) （省 略）</p> <p>(L) 複製作業に使用する特殊機器（90.09 項の感光式複写機でないもの。例えば、アンモニア蒸気法により特殊な感光紙を現像する機器）</p> <p>(M) （省 略）</p> <p>( )、( ) （省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>90.10 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン</p> <p>（省 略）</p> <p>（ ）写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>このグループには、次の物品を含む。</p> <p>(A)～(K) （省 略）</p> <p>(L) 複製作業に使用する特殊機器（90.09 項の感光式複写機でないもの。例えば、アンモニア蒸気法により特殊な感光紙を現像する機器）</p> <p>(M) （省 略）</p> <p>( )、( ) （省 略）</p> <p>（省 略）</p>	

新	旧	備 考
90.12 顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器 <u>9012.10 - 顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器</u> (省略)	90.12 顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器 <u>9012.10 - 顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器</u> (省略)	

新	旧	備 考
<p>900.15 土地測量(写真測量を含む。)用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器(羅針盤を除く。)及び測距儀 (省略)</p> <p><u>9015.20 - 経緯儀及び視距儀</u> (省略)</p> <p>( ) 測地学、地形学、土地測量又は水準測量に使用する機器 (省略)</p> <p>このグループには、次のような物品を含む。</p> <p>(1) 光学式又はオプトエレクトロニクス式の経緯儀(副尺付き、測微頭微鏡付き、懸垂式、万能型、採鉛型等のもの)、光学式又はオプトエレクトロニクス式の<u>視距儀</u>(測距儀を組み込んだ経緯儀)、トランシット、ジャイロ経緯儀、コンパスクリノメーター、土地測量用又は砲術用の照準クリノメーター等</p> <p>(2)~(4) (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>( )~( ) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>900.15 土地測量(写真測量を含む。)用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器(羅針盤を除く。)及び測距儀 (省略)</p> <p><u>9015.20 - 経緯儀及び視距儀</u> (省略)</p> <p>( ) 測地学、地形学、土地測量又は水準測量に使用する機器 (省略)</p> <p>このグループには、次のような物品を含む。</p> <p>(1) 光学式又はオプトエレクトロニクス式の経緯儀(副尺付き、測微頭微鏡付き、懸垂式、万能型、採鉛型等のもの)、光学式又はオプトエレクトロニクス式の<u>視距儀</u>(測距儀を組み込んだ経緯儀)、トランシット、ジャイロ経緯儀、コンパスクリノメーター、土地測量用又は砲術用の照準クリノメーター等</p> <p>(2)~(4) (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>( )~( ) (省略)</p> <p>(省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>90.18 医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)            (省略)            この項には、次の物品を含まない。            (a)~(e) (省略)  <u>(f) 身体障害者用又は病人用の車両(87.13)</u>            (g)~(p) (省略)            (省略)</p>	<p>90.18 医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)            (省略)            この項には、次の物品を含まない。            (a)~(e) (省略)  <u>(f) 身体障害者用又は病人用の車両(87.13)</u>            (g)~(p) (省略)            (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>900.21 整形外科用機器(松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帶を含む。)、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器(着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。)、人造の人体の部分及び副本その他の骨折治療具</p> <p><u>9021.10 - 整形外科用機器及び骨折治療具</u></p> <p>    - 義歯及び歯用の取付用品</p> <p><u>9021.21 - - 義歯</u></p> <p><u>9021.29 - - その他のもの</u></p> <p>    - その他の人造の人体の部分</p> <p><u>9021.31 - - 人造関節</u></p> <p><u>9021.39 - - その他のもの</u></p> <p>    (省 略)</p> <p>    ( ) 整形外科用機器</p> <p>    整形外科用機器は、この類の注6で定義されている。この機器は、</p> <p>    - 身体の変形の予防若しくは矯正に使用する。</p> <p>    - 疾病、施術若しくは負傷に伴い人体の部分を支持するために使用する。</p> <p>    これには、次のような物品を含む。</p> <p>    (1)~(5) (省 略)</p> <p>    (6) 整形外科用の履物及び特殊な中敷きで、整形外科的矯正のために設計されたもの((1)寸法を取つて作られる又は(2)大量生産されるといいういづれかの条件で、対ではなく単独で提示され、左右の足のいづれかにかかわらず装着できるように設計されたもの。)</p> <p>    (削 除)</p> <p><u>(7)~(11)</u></p> <p>    (省 略)</p> <p>    (省 略)</p> <p>    ( )~( ) (省 略)</p> <p>    (省 略)</p>	<p>900.21 整形外科用機器(松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帶を含む。)、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器(着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。)、人造の人体の部分及び副本その他の骨折治療具</p> <p><u>- 人造関節その他の整形外科用機器及び骨折治療具</u></p> <p><u>9021.11 - - 人造関節</u></p> <p><u>9021.19 - - その他のもの</u></p> <p>    - 義歯及び歯用の取付用品</p> <p><u>9021.21 - - 義歯</u></p> <p><u>9021.29 - - その他のもの</u></p> <p><u>9021.30 - その他の人造の人体の部分</u></p> <p>    (省 略)</p> <p>    ( ) 整形外科用機器</p> <p>    この機器は、</p> <p>    ( ) 身体の変形の予防又は矯正に使用する。又は、</p> <p>    ( ) 疾病後又は施術後に器官を支持するために使用する。</p> <p>    これには、次のような物品を含む。</p> <p>    (1)~(5) (省 略)</p> <p>    (6) 整形外科用の履物で、金属製又はコルク製のフレームで補強した革製のしんを有するもの(寸法を取つて作られる。)</p> <p>    (7) 特殊な靴の中底(寸法を取つて作られる。)</p> <p>    (8)~(12) (省 略)</p> <p>    (省 略)</p> <p>    ( )~( ) (省 略)</p> <p>    (省 略)</p> <p>    (省 略)</p>	

	新	旧	備 考
90.32	<p>自動調整機器 (省 略)</p> <p>この類の<u>注7</u>の規定に基づき、この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A)、(B) (省 略)</p> <p>( ) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の变量の自動調整機器及び温度の自動調整機器 (省 略)</p> <p>この類の<u>注7 (a)</u>に規定する液体、気体又は温度の自動調整機器は、これら三つの装置から構成され、単一の本体を構成するか又はこの類の注3に規定する機能ユニットを構成する。 (省 略)</p> <p>( ) 非電気的量の自動調整機器(調整すべき要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。)及び電気的量の自動調整機器 (省 略)</p> <p>この類の<u>注7 (b)</u>に規定する自動調整機器は上記(A)、(B)及び(C)の装置により構成され、単一の本体としてともに組み立てられるか又はこの類の注3に規定する機能ユニットとして組み立てられる。 (省 略)</p>	<p>自動調整機器 (省 略)</p> <p>この類の<u>注6</u>の規定に基づき、この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A)、(B) (省 略)</p> <p>( ) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の变量の自動調整機器及び温度の自動調整機器 (省 略)</p> <p>この類の<u>注6 (a)</u>に規定する液体、気体又は温度の自動調整機器は、これら三つの装置から構成され、単一の本体を構成するか又はこの類の注3に規定する機能ユニットを構成する。 (省 略)</p> <p>( ) 非電気的量の自動調整機器(調整すべき要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。)及び電気的量の自動調整機器 (省 略)</p> <p>この類の<u>注6 (b)</u>に規定する自動調整機器は上記(A)、(B)及び(C)の装置により構成され、単一の本体としてともに組み立てられるか又はこの類の注3に規定する機能ユニットとして組み立てられる。 (省 略)</p>	

	新	旧	備 考
911.08	<p>ウォッチムーブメント(完成品に限る。) (省略)</p> <p><u>9108.90 - その他のもの</u></p> <p>(省略) 電池作動式のウォッチムーブメントは、電池を装着しているかいないかを問わず、この項に属する。</p> <p>(削除)</p>	<p>911.08</p> <p>ウォッチムーブメント(完成品に限る。) (省略)</p> <p><u>- その他のもの</u></p> <p><u>9108.91 - - 幅、長さ又は直径が33.8ミリメートル以下のもの</u></p> <p><u>9108.99 - - その他のもの</u></p> <p>(省略) 電池作動式のウォッチムーブメントは、電池を装着しているかいないかを問わず、この項に属する。</p> <p>*</p> <p>**</p> <p><u>号の解説</u></p> <p><u>9108.91</u></p> <p><u>この類の総説の最終段落の( b )参照。</u></p>	
911.12	<p>時計(携帯用時計を除く。)のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品</p> <p><u>9112.20 - ケース</u></p> <p>(省略)</p>	<p>911.12</p> <p>時計(携帯用時計を除く。)のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品</p> <p><u>9112.10 - 金属製のケース</u></p> <p><u>9112.80 - その他のケース</u></p> <p>(省略)</p>	